

みなとみらい21地区60・61街区の一部の開発事業が、 国土交通大臣の民間都市再生事業計画の認定を受けました

みなとみらい21地区を含む「横浜都心・臨海地域」は、平成24年1月に、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」に指定されています。

このたび、みなとみらい21地区60・61街区の一部における開発事業「Kアリーナプロジェクト」が、国土交通省から民間都市再生事業計画の認定を受けました。

今後も、特定都市再生緊急整備地域に指定されたことによる税制面等のメリットや横浜市独自の制度である企業立地促進条例等の支援策などを活用し、企業立地の促進を図ってまいります。

1. 認定民間都市再生事業計画の概要（別添の国土交通省プレスリリースもご覧ください）

- (1) 認定された年月日 2019年2月22日
- (2) 認定事業者の名称 株式会社ケン・コーポレーション
- (3) 都市再生事業の名称 Kアリーナプロジェクト
- (4) 事業施行期間 2020年8月1日～2023年10月31日（予定）
- (5) 事業区域
 - 1. 位置 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目2番2 他
 - 2. 面積 31,793.97 m²

2. 建物の概要

- (1) 主用途 アリーナ、ホテル、事務所等
- (2) 規模 地上25階、地下1階
- (3) 建築面積 27,695.58 m²
- (4) 延床面積 112,107.65 m²
- (5) 概要

世界最大級の音楽アリーナとインターナショナルブランドホテル、オフィスを整備する計画である。音楽アリーナの前面にペデストリアンデッキを整備し、歩車分離を図りながら賑わいを創出する広場空間を設ける。みなとみらい21地区の歩行者ネットワークと連携しながら、地区全体の賑わい促進に貢献する。

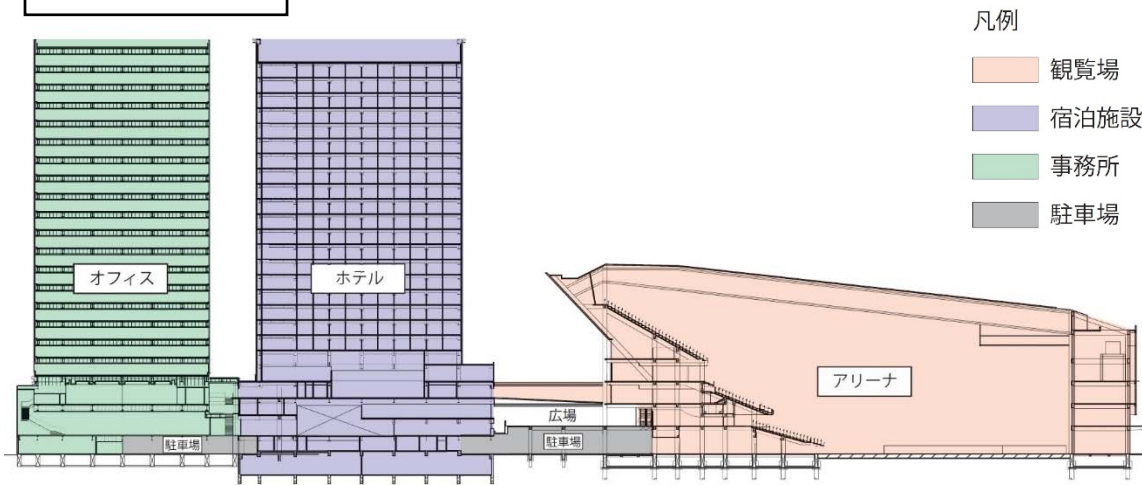
外観イメージ



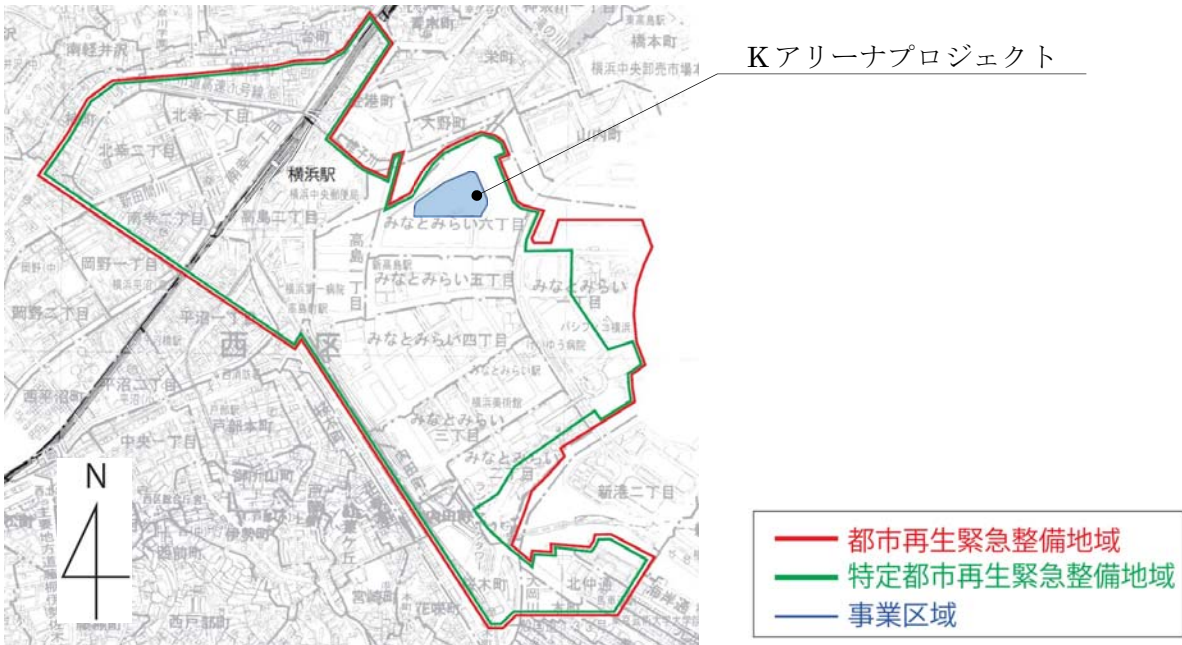
3. 事業のスケジュール（予定）

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
基本計画・基本設計・実施設計・建築確認						
			8月着工			10月竣工

施設概要図



位置図



(参考)

民間都市再生事業計画とは

都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域（都市開発事業等により緊急かつ重点的に市街地整備を推進し、都市再生の拠点となる地域）内で、国土交通大臣が定める基準を満たした、公共施設の整備を伴う民間都市開発事業で、国土交通大臣の認定を受けた計画のことです。

認定により、不動産取得税、固定資産税等の税制優遇等を受けることができます。

特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことです。

平成 24 年 1 月に、都市再生緊急整備地域（現在 62 地域）のうち、本市を含む 7 都市 11 地域が、特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

お問合せ先

都市整備局みなとみらい 2 1 推進課長

白井 正和 Tel 045-671-3501

※国土交通省同時発表